

川崎市公告第1565号

長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る条例見解書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第1項の規定に基づく条例見解書の提出がありましたので、同条第2項の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第19条に定める事項について次のとおり公告します。

令和7年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

## 条例見解書について

### 1 指定開発行為者

名 称：川崎市上下水道局  
代表者：川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之  
所在地：川崎市川崎区宮本町1番地

### 2 指定開発行為の名称

長沢浄水場排水処理施設改良工事

### 3 条例見解書の要旨

第1章 指定開発行為の概要  
第2章 環境影響評価の経過  
第3章 条例準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解  
第4章 関係地域の範囲

### 4 条例見解書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

#### (1) 期間

令和7年12月12日（金）から令和7年12月26日（金）まで

#### (2) 場所及び時間

多摩区役所10階、生田出張所1階、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥）

午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）  
土曜日及び日曜日は除く。

※縦覧開始日（12月12日）は、午前10時から縦覧を行います。